

在留資格と外国人の雇用

在留資格とは、外国人が日本に在留する間一定の活動を行ったり、一定の身分や地位があるということを認めた「出入国管理及び難民認定法」(入管法)における法的な資格です。外国人は、目的に合わせた在留資格を取得することによって、許可された期間まで日本に滞在することができます。

在留資格取得の要件

基本的には日本国籍を取得していない人が取得の対象者です。取得の要件は、在留資格ごとに異なりますが、次に該当する方は入国の許可がありません。

- ・法令違反で刑に処されたことがある
- ・麻薬などの常用者
- ・銃や刀剣などを不法に所持
- ・過去に強制退去となったことがある
- ・出国命令制度を利用して出国
- ・犯罪歴などがあり素行が悪い

ビザ(査証)とは

在留資格はビザと呼ばれることがあります。ビザと在留資格は別ものです。ビザは上陸審査の時に使用するもので、正式には「査証」と呼ばれます。査証は、海外にいる外国人が日本へ入国許可を求めるためのもので、外務省が発行し、入国審査を受けたら失効します。

就労できる在留資格

外国人を雇用するときは、本人の在留資格について、就労が認められていることを確認しておかなければなりません。現在、在留資格は29種類ありますが、就労の可否に着目すると以下のように分類できます。

① 在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格(20種類)

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習、特定活動

- 一般的な事業所で外国人を雇用するケースが多いと考えられる在留資格は次の3種類です。
 技術・人文知識・国際業務・・・ ソフトウェアエンジニア、通訳、語学講師、デザイナー等
 企業内転勤・・・・・・・・・・ 企業が海外の本店又は支店から期間を定めて受け入れる社員
 技能・・・・・・・・・・・・・ 中華料理・フランス料理のコック等

② 原則として就労が認められない在留資格(5種類)

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

この5種類は原則として就労できませんが、「短期滞在」及び「研修」を除いては、アルバイト等の就労活動であれば、地方入国管理局で資格外活動の許可を受けることで可能です。特に、「留学」及び「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方は、アルバイト先を特定しない包括的資格外活動の許可を受けることができます。

「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方については原則として1週28時間まで就労することが可能となり、その方が在籍する教育機関が夏休み等の長期休業期間中については、1日8時間まで就労することが可能となります。また、資格外活動の許可を得た「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方については、原則として1週28時間まで就労することが可能となります。

これらの在留資格を有する方を雇用する際には、事前に「旅券の資格外活動許可証印」又は「資格外活動許可書」などにより就労の可否及び就労可能な時間数を確認して下さい。

③ 就労活動に制限がない在留資格(4種類)

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

これらの身分に基づく在留資格をもって在留する外国人の方は就労活動に制限はありません。

就労できるかどうかという観点から見ると在留資格には上記のように3パターンに分かれ、アルバイト程度の就労を別とすれば、企業等で外国人を雇用する場合には、上記①、③のどちらかに属する在留資格を持つ外国人を雇用することになります。